# 北海道科学大学公衆衛生看護学専攻科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道科学大学(以下「本学」という。)学則第57条の2の規定に基づき、北海 道科学大学公衆衛生看護学専攻科(以下、「専攻科」という。)について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 専攻科は、学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を基盤として一層深化させるとともに、地域の健康課題を明確化し公衆衛生看護を展開する能力を身に付けることにより、地域保健活動において中核的な役割を果たす保健師の養成を目的とする。

(定員)

第3条 専攻科の定員は次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員	
公衆衛生看護学専攻科	8 名	8 名	

(組 織)

第4条 専攻科の運営は、本学保健医療学部看護学科がこれにあたる。

2 専攻科に専攻科長と必要な専任教員を置く。なお、専攻科長は看護学科長が兼務する。

(審議事項)

第5条 専攻科の運営に関する事項は保健医療学部教授会で審議する。

(修業年限)

第6条 専攻科の修業年限は1年とする。

(在学年限)

第7条 専攻科の学生は2年を超えて在学することができない。

(休 学)

第8条 休学の期間は通算して1年を超えることはできない。

(授業科目及び履修方法)

第9条 専攻科の授業科目は、専門基礎科目、専門科目に分ける。

2 前項の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(成績判定及び単位授与)

第10条 成績及び単位は、その科目が終了したとき、次の各号が満たされた場合に限り、科目担当教 員が判定し授与する。

(1) 定期試験及びその他に実施された試験を受験していること。

- (2) 講義、演習科目においては、開講授業数の3分の2を超える出席があること。実習科目においては、開講授業数のすべてに出席であることとするが、担当教員の指示による代替手段により欠席時の学修内容が十分に修得されたと認められる時はこの限りでない。なお、専攻科において、科目ごとに特段の出席要件を設けることについては、これを認める。
- (3)授業計画書(シラバス)に記載された条件が完全に満たされていること。
- (4) 当該科目の試験において不正行為がないこと。
- (5) 授業料が納付されていること。

第11条 科目の達成度評価は、点数に応じて次の区分、表記により評定し単位を授与する。

得点	成績区分	合否
90~100	秀(S)	
80~89	優(A)	合格
70~79	良 (B)	百怕
60~69	可 (C)	
0~59	不可(D)	不合格

2 失格の場合は、Xとする。

## (学部授業科目の履修)

- 第12条 教育上支障がないと認められた場合、本学学部の配当科目14単位を上限として履修することができる。
- 2 前項で修得した科目については、単位認定することとし、修了要件には含めない。

#### (修了要件)

第13条 公衆衛生看護学専攻科の修了要件は、1年以上在学し、別表1の配当科目をすべて修得する こととする。

#### (修了の認定)

- 第14条 前条の修了要件を満たした者は、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
- 2 学長は、修了を認定したときは、修了証書を授与する。
- 3 修了証書に関する様式については、別記様式のとおりとする。
- 4 学長は、修了証書を授与された者が、不正の方法により修了証書の授与を受けた事実が判明した ときは、教授会の議を経て当該修了証書を取り消すことができる。
- 5 学長は、前項の規定に基づき当該修了証書を取り消したときは、修了証書を返還させ、かつ、そ の旨を公表する。

#### (入学資格)

- 第15条 専攻科に入学することのできる者は、日本の看護師免許を有する者又は看護師免許取得手続き 中の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1)大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を 修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけら れた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

#### (入学者の選考)

第16条 入学志願者については、選考のうえ入学を許可する。

2 選考の方法及び時期については、別に定める。

(入学検定料、入学金及び授業料)

第17条 入学を志願する者は、入学検定料として別表2に定める金額を納めなければならない。

2 入学する者は、入学金及び授業料として、別表2に定める金額を納めなければならない。

### (学則、その他規定準用)

第18条 本規程に定めのない事項に関しては、本学学則を準用する。

- 2 専攻科において、準用する本学学則は以下のとおりとする。
- (1) 学則第2条(自己点検・評価等)
- (2) 学則第7条から第9条(学年、学期、休業日)
- (3) 学則第12条(単位数)
- (4) 学則第24条 (入学の時期)
- (5) 学則第28条から29条 (入学等の出願、入学手続き及び入学許可)
- (6) 学則第31条(退学及び転学)
- (7) 学則第32条1項から4項(休学)
- (8) 学則第33条(復学)
- (9) 学則第35条第1項、第3項、第4項(除籍)
- (10) 学則第39条から第43条 (授業料)
- (11) 学則第45条から第51条 (教職員組織、企画運営会議及び教授会)
- (12) 学則第59条 (厚生、保健施設)
- (13) 学則第60条(公開講座)
- (14) 学則第61条 (諸活動)
- (15) 学則第62条 (環境等の保全)
- (16) 学則第63条から64条(賞罰)
- 3 本学学則及び関連する諸規程で適用できない事象が発生した場合、保健医療学部教授会の議を経 て学長が決定する。

## (規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、保健医療学部教授会の議を経て学長が決定する。

## 付 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。

別表 1 教育課程表

別衣 1 3	汉月硃性衣 T	I	ı		
			単位数		
科目区分	授業科目の名称	開設期	必	選	備考
			修	択	
	疫学Ⅰ	前	1		
車	疫学Ⅱ	後	1		
専門基礎科目	保健統計学	前	2		
<b>礎</b> 科	保健医療福祉行政論	前	2		
目	保健医療福祉政策論	後	2		
	小 計	_	8	0	
	公衆衛生看護学概論	前	2		
	地域看護診断	前	1		
	地域看護診断演習	前	2		
	家族援助論	前	1		
	家族援助論演習	前	1		
	健康教育論	前	1		
	健康教育論演習	前	1		
専 門 科 目	ライフサイクル別活動論	前	2		
科   目	健康課題別活動論	前	2		
	コミュニティデザイン論	後	1		
	産業・学校保健活動論	後	1		
	公衆衛生看護管理論	後	1		
	実践的研究演習	通	2		
	継続支援実習	通	3		
	公衆衛生看護学実習	後	3		
	小計	_	24	0	
	合 計	_	32	0	

別表 2 入学検定料、入学金及び授業料

項 目	金額	備考
入学検定料	30,000円	
入 学 金	入 学 金 200,000円 ただし、本学卒業生は免除する	
授業料	600,000円	

# 別記様式

第			大	
		修所本	学	
号		了 <sup>定 学</sup> の <sup>公</sup>	印	
	年	の <sup>公</sup> 証 衆 課		
北 学 海	月	書程		修
長道科氏学	日	を を を 授 援		了
大 学 名		め 学 ち た <sub>専</sub>	年氏	証
印		す の攻	月 日	書
		るで科	生名	